

## 長岡市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成28年5月2日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	五井文雄

### 1 監査の対象

中心市街地整備室

土木部 下水道課（長岡中央浄化センターを含む。）

地域建設課

### 2 監査の範囲

平成27年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

### 3 監査の期間

平成28年3月3日から3月16日まで

### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

## 5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
中心市街地整備室	適正に処理されていまして。
下水道課	次の事項のほかは、おおむね適正に処理されていまして。 (是正事項) ・職員旅費の過払いについて 職員旅費の支給において、往復乗車券を利用しなかったため過払いが生じているもの
地域建設課	適正に処理されていまして。